

# 事業主の皆さんへ

## 社会保険の手続きは「電子申請」をご利用ください

社会保険（健康保険・厚生年金保険）手続きは、e-Gov<sup>※1</sup>やマイナポータル<sup>※2</sup>を活用し、インターネットで申請・届出ができる電子申請をご利用ください。

毎年7月に提出する算定基礎届や賞与を支払った際に提出する賞与支払届等、社会保険に関する主要な届出<sup>※3</sup>を、オンラインで行うことができます。

※1 デジタル庁が運営する総合的な行政ポータルサイトです。

※2 デジタル庁が運営する、行政手続きの検索・電子申請などをワンストップで行うことができるオンラインサービスです。

※3 資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届

### 電子申請を利用する主なメリット



#### いつでもどこでも申請可能

24時間365日オンラインで申請ができます。  
在宅勤務をしていても、自宅から申請できます。



#### 処理が速く、正確

申請データをそのまま取り込んで処理するため、紙の届出と比べ、正確に速く処理されます。



#### コスト削減

来所や郵送による申請と比べ、移動に要する時間や交通費、郵送費を削減できます。



#### 申請時のチェック、データ管理が簡単

申請時に不備がないかシステムチェックができます。  
処理状況・結果通知をPCで確認でき、データ管理も簡単です。



before

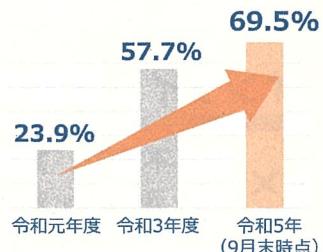
年金事務所が開いている時間に窓口に行って手続きをしたり、届書を印刷して郵送していました。



after

年金事務所の受付時間を気にしたり、届書の印刷や封筒を用意する必要がなくなり、在宅勤務でも手続きを行うことができました。

#### 主要な届出の電子申請割合



### ご利用のソフトウェア別の電子申請方法

- ① 市販の労務管理ソフトや自社システム  
(電子申請に対応しているもの)  
※ 電子申請はe-Govやマイナポータルを経由して行います。



GビズID<sup>※4</sup>または電子証明書<sup>※5</sup>で電子申請

- ② 届書作成プログラム

- 届書作成プログラムとは、届書を簡単に作成し、電子申請できるソフトウェアです。
- 日本年金機構のホームページから無料でダウンロードできます。



GビズIDで電子申請

GビズIDをお持ちの方は、届書作成プログラムの利用により、届書をオンラインで簡単に申請することができます。この機会にぜひ電子申請をご利用ください。

※4 GビズIDとは、デジタル庁が運営している認証システムです。

1つのアカウント（ID・パスワード）で複数の行政手続きが可能となるサービスで、無料で利用することができます。GビズIDには、2種類のアカウントがありますが、社会保険手続きの電子申請をご利用いただく場合、GビズIDプライムの取得が必要になります。なお、GビズIDプライムの発行には2週間程度を要します。詳しい内容、手続きはGビズIDのホームページをご覧ください。

[GビズID](https://gbiz-id.go.jp) 検索 <https://gbiz-id.go.jp>

※5 電子証明書とは、電子申請の際、申請者が送信するデータが原本であること、改変されていないことを証明するためのものです。取得方法等は、電子証明書を発行する認証局（官公庁または民間）のホームページをご確認ください。

利用方法等については、日本年金機構のホームページをご確認ください



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



日本年金機構  
Japan Pension Service

令和6年1月から

## 「保険料納入告知額・領収済額通知書」がオンライン事業所年金情報サービスで受け取れるようになりました

社会保険料を口座振替で納付している事業主の方に郵送している「保険料納入告知額・領収済額通知書」について、電子送付で受け取るためにオンライン事業所年金情報サービスに登録をお願いします。

### オンライン事業所年金情報サービスで受け取れる情報・通知書

本サービスでは、GビズIDでe-Govにログインし、利用申込みを行うことで、社会保険に関する事業所向けの各種情報・通知書をオンラインで受け取ることができます。

#### 社会保険料額情報

月末に納付いただく社会保険料の見込み額をお知らせするものです。郵送で納入告知書が届く約1週間前に、社会保険料額を確認できます。

#### NEW! 保険料納入告知額・領収済額通知書

社会保険料を口座振替で納付している事業主の方に、当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書です。

#### 被保険者データ

日本年金機構が無料で提供している「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡単に届書を作成できます。

※ 上記のほか、保険料増減内訳書・基本保険料算出内訳書・賞与保険料算出内訳書・決定通知書を受け取ることができます。

### オンライン事業所年金情報サービスを利用する主なメリット



#### 連絡不要で、定期的に受け取りが可能

情報・通知書が必要になる度に、年金事務所へ連絡する必要はなく、1度の申込みで、定期的に必要な情報を受け取れます。



#### いつでもどこでも確認が可能

24時間365日オンラインで、どこでも確認できます。また、関係者間での情報共有が容易になります。



#### 早く受け取り・確認が可能

例えば、被保険者データは20日間程度、郵送よりも早く受け取り・確認することができます。



#### 簡単に電子申請が可能

被保険者データを「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請ができます。



before

算定基礎届を作成するために、被保険者情報が収録されているCDを受け取っていましたが、毎年6月20日頃にCDが郵送されてくるため、届書を提出するまでの期間が短く、間に追われていました。

after

被保険者情報が収録されている電子データは6月1日頃に受け取れるため、届書の提出まで余裕をもって作業することができるようになりました。

登録方法等については、日本年金機構のホームページをご確認ください



オンライン事業所年金情報サービス

検索

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online\\_jigyousho.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html)

登録は  
カンタン!!

電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせはお電話でも承ります

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）

0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください

〈受付時間〉 月～金曜日：午前8時30分～午後7時 / 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用いただけません。

※通知書に表示されている内容については、管轄の年金事務所へお問い合わせいただきますようお願いいたします。